

○ 平成三十年代における保安林内の立木伐採を皆伐にすることができる面積の限度の公表 【告 示】		目 次	
		岡山県公報	
		発行 岡山県	
		担当課（室）	
			目 次
			担当課（室）

◎岡山県告示第四十五号

平成三十年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁並びに各市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

平成三十年二月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太